裏　　面

産業標準化法（昭和24年法律第185号）

（抄）

第29条

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第35条

４　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、第33条第１項の認証を受けた役務提供事業者（以下この項及び次条第４項において「認証役務提供事業者」という。）に対し、第33条第１項の認証を受けた役務に係る業務に関し報告をさせ、又はその職員に認証役務提供事業者の事務所、事業場その他必要な場所に立ち入り、当該役務若しくはその提供品質管理体制を検査させることができる。

５　第29条第２項及び第３項の規定は、前各項の規定による立入検査について準用する。

第80条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

二　第29条第１項、第35条第１項から第４項まで、第54条第１項若しくは第64条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

様式第４（第５条及び第７条関係）

登録（登録の更新）申請書

年　　月　　日

殿

住所
申請者の氏名又は名称及び法人
にあってはその代表者の氏名　㊞

産業標準化法第33条第１項及び第37条第６項（第42条第１項）の規定に基づき、下記のとおり認証機関の登録（登録の更新）を受けたいので、別紙書類を添えて申請します。

記

更新を受けようとする登録の根拠条項		
登録（登録の更新）を受けようとする役務の区分	登録区分の名称	
	日本産業規格の番号	

認証の業務を行う区域		
登録（登録の更新）を受けようとする認証機関の連絡先等	法人番号	
	電話番号	
	ホームページアドレス	
認証を行う事務所	ふりがな	
	名称	
	ふりがな	
	所在地（郵便番号）	
	電話番号	
認証管理責任者	氏名及び役職	
	電話番号	
	電子メールアドレス	

別紙書類一覧

○役務に係る日本産業規格への適合性の認証に関する命令第５条各号

１　登記事項証明書又はこれに準ずるもの（第１号）

２　認証の業務を行う組織に関する事項（第２号イ）

３　認証の業務から生じる損害の賠償その他の債務に対する備え及び財務内容の健全性に関する事項（第２号ロ）

４　職員、認証機関が委嘱する外部の委員その他の認証の業務に従事する者の氏名、略歴及び担当する業務の範囲（第２号ハ）

５　２から４までに掲げるもののほか認証の業務の実施の方法に関する事項（第２号ニ）

６　認証の業務以外の業務を行っている場合は、当該業務の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項（第２号ホ）

７　認証の業務又はこれに類似する業務の実績がある場合は、その実績（第２号ヘ）

８　主要な株主の構成（当該株主が、被認証事業者である場合には、その旨を含む。）を記載した書類（第３号）

９　役員（合名会社、合資会社又は合同会社にあっては、業務を執行する社員）又は事業主の氏名、略歴及び担当する業務の範囲（当該役員又は事業主が被認証事業者の役員又は職員（過去２年間に当該被認証事業者の役員又は職員であった者を含む。）である場合には、その旨を含む。）を記載した書類（第４号）